

第10回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第 10 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年 2 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 3 時 45 分
開催場所	大野町中央公民館大集会室
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>協議事項</p> <p><継続協議></p> <p>協議第 13 号 財産の取扱いについて 「協定項目第 5 号」</p> <p><新規協議></p> <p>協議第 28 号 広報・広聴事業の取扱い(その 1)について 「協定項目第 28-1 号」</p> <p>協議第 29 号 障害者福祉事業の取扱いについて 「協定項目第 31 号」</p> <p>協議第 30 号 健康づくり事業の取扱いについて 「協定項目第 39 号」</p> <p>協議第 31 号 上下水道事業の取扱い(その 1)について 「協定項目第 45-1 号」</p> <p>提 案</p> <p>協議第 32 号 電算システムの取扱いについて 「協定項目第 23 号」</p> <p>協議第 33 号 消防防災事業の取扱いについて 「協定項目第 26 号」</p> <p>協議第 34 号 交通対策事業の取扱いについて 「協定項目第 29 号」</p> <p>協議第 35 号 建設事業の取扱い(その 1)について 「協定項目第 44-1 号」</p> <p>協議第 36 号 上下水道事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 45-2 号」</p> <p>協議第 37 号 地籍事業の取扱いについて 「協定項目第 50 号」</p> <p>協議第 38 号 定住促進事業の取扱いについて 「協定項目第 51 号」</p> <p>協議第 39 号 その他の事業の取扱い(その 1)について 「協定項目第 52-1 号」</p> <p>その他</p> <p>第 11 回以降大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について</p>
議 長	大野郡 5 町 2 村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

会 議 次 第

1. 開会あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 開催地町村長あいさつ

4. 経過報告

5. 議事録署名人の指名について

() ()

6. 議事

協 議

<継続協議>

協議第 13 号 財産の取扱いについて

「協定項目第 5 号」

<新規協議>

協議第 28 号 広報・広聴事業の取扱い(その 1)について

「協定項目第 28-1 号」

協議第 29 号 障害者福祉事業の取扱いについて

「協定項目第 31 号」

協議第 30 号 健康づくり事業の取扱いについて

「協定項目第 39 号」

協議第 31 号 上下水道事業の取扱い(その 1)について

「協定項目第 45-1 号」

提 案

協議第 32 号 電算システムの取扱いについて

「協定項目第 23 号」

協議第 33 号 消防防災事業の取扱いについて

「協定項目第 26 号」

協議第 34 号 交通対策事業の取扱いについて

「協定項目第 29 号」

協議第 35 号 建設事業の取扱い(その 1)について

「協定項目第 44-1 号」

協議第 36 号 上下水道事業の取扱い(その 2)について

「協定項目第 45-2 号」

協議第 37 号 地籍事業の取扱いについて

「協定項目第 50 号」

協議第 38 号 定住促進事業の取扱いについて

「協定項目第 51 号」

協議第 39 号 その他の事業の取扱い(その 1)について

「協定項目第 52-1 号」

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第10回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年2月26日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦刈 幸雄	会長
	三重町議会議長	生野 照雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小野 幸義	
清川村	清川村長	森 健一	監事
	清川村議会議長	江藤 秀明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛藤 康晴	
緒方町	緒方町長	山中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊藤 憲義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大塚 尊俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅野 益美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲一	
大野町	大野町長	佐伯 和光	
	大野町議会議長	清田 満作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城井 学	
千歳村	千歳村長	阿南 宏	
	千歳村議会議長	高野 健治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮成 三生	
犬飼町	犬飼町長	山村 昭三	
	犬飼町議会議長	若松 成次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐藤 忠憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満男	
事務局	局長	赤嶺 信武	
	次長	倉原 浩志	
		田北 厚生	総務班
		江藤 喜啓	企画部会
		和田 裕之	産業部会
	局員	佐保 正幸	総務部会
		後藤 将彰	
		清水 康士	企画部会
		衛藤 成史	文教部会
		隈田原 勇次	建設部会
		内田 健児	民生部会
		関谷 隆一	
		池永 善博	産業部会
	衛藤 恒範		
首藤 英治	総務班		

第 10 回大野郡 5 町 2 村合併協議会
(大野町中央公民館 H. 16. 2. 26 午後 1 時 30 分～3 時 45 分)

司会 (赤嶺事務局長)

まず、お願いをいたします。携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をしていただくように、お願い致します。次に、傍聴受付の際にお渡しいたしました注意書きを遵守していただきまして、傍聴席からの発言、やじは厳に慎んでいただき、会議の円滑な進行にご協力くださいますようよろしくお願い致します。

それでは定刻になりましたので、第 10 回大野郡 5 町 2 村の合併協議会を開会させていただきます。開会にあたりまして、協議会規約第 10 条第 1 項によりまして、本日の会議は成立しておりますことを報告いたします。早速、会議次第に入らせていただきたいと思います。ですが、まず開会のあいさつを千歳村議会議長高野健治議長よりよろしくお願い致します。

高野副会長 (千歳村議会議長)

皆さんこんにちは。すっかり春らしくなってきましたが、大野郡 5 町 2 村の合併協議会の第 10 回を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

司会 (赤嶺事務局長)

はい。ありがとうございます。続きまして会長あいさつをよろしくお願い致します。

芦刈会長

はい、皆さんこんにちは。本日は第 10 回大野郡 5 町 2 村の合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには年度末を 1 カ月後に控えまして大変ご多用ななかをご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の協議案件につきましては、継続協議が 1 点とそれから、新規協議として 4 項目それから提案事項といたしまして、8 項目の提案を申し上げますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、新市の名称募集を始めておりますが、締め切りが 3 月 31 日までが締め切りとなっておりますが、現在のところ 960 件の応募がございました。そのことを報告申し上げて開会のごあいさつをさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 (赤嶺事務局長)

続きまして、開催地を代表しまして、地元大野町長の佐伯町長にごあいさつをよろしくお願い致します。

佐伯大野町長

皆さん、こんにちは。開催地を代表しましてごあいさつを申し上げます。本日は 5 町 2 村の合併協議会大野町会場まで足をお運びいただきましてありがとうございます。合併協議会も協議項目ほぼ半ばまできておりますが、この合併は、やはりそれぞれの町村がこれまでに作ってきた歴史の成果とそれぞれの町村の特色、これをお互いに尊重しながら、互譲の真摯な精神で協議をしていけば新しいより活力のある市が生まれてくるというふうに考えております。本日は大変ご苦労さまです。どうぞ最後までよろしくお願い致します。

司会 (赤嶺事務局長)

ありがとうございます。本日のこの会場は大野町の職員の方に協力していただき準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

それでは引き続きまして、事務局より経過報告をいたしたいと思います。資料のレジメ

の2ページをご覧いただきたいと思ひます。

まず、2月12日木曜日、第9回の協議会を開催しております。この時には財産の取扱いについて、継続協議としてなっております。提案といたしまして28号から31号までを提案いたしております。このことについて本日協議確認をいただくということになっていひます。

2月16日の月曜日であります、第3回議会議員定数等小委員会を開催いたしております。次回は2月28日を予定しております。2月19日木曜日幹事会を行っております。本日の提案案件の協議第32号から39号につきまして提案方針の確認をしております。

2月23日月曜日であります、町村長連絡会を行っております。3ページをご覧いただきたいと思ひますが、2月25日専門部会の正副部会長会議を行っております。これは補助金、負担金の単独事業の調整方針を話し合ったところでありひます。

そして、本日2月26日第10回協議会ということになっております。経過報告としては以上であります。次第の5以降につきましては、協議会規約第10条第5項におきまして、会長が議長を務めることになっておりますので会長よろしくお願ひします。

芦刈会長

はい、これからの協議につきましては、私が議長ということで暫時議長を務めさせていただきますが、どうか委員の皆様方には、議事の進行にご協力を賜りますようどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは最初に議事録の署名人についてでございますが、朝地町の羽田野町長さんと犬飼町の若松議長さんにお願ひをいたします。お二人の方どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、早速でございますが、議事に入らせていただきます。協議といたしまして継続協議となっております、協議第13号財産の取扱いについて、をまず三重町の方から協議結果の報告をお願ひ致します。

生野委員（三重町議会議長）

財産の取扱いについての協議結果を報告申し上げます。継続協議となっております財産の取扱いについて、この間三重町は継続協議をお願ひしてまいりましたが、町村長連絡会で決めた平成15年度標準財政規模の20%以上の財政調整用基金の持寄りについて慎重に検討を重ねた結果、この提案通りに承認することに致しました。

三重町はこの間地方税が落ち込み、国の三位一体の改革で予想以上の地方交付税を減額されるという新市の財政状況に危惧を抱き、その状況にあつての合併後に安定した財政運営が可能となるように財政調整用基金の持ち寄りについて検討してまいりました。

この度標準財政規模の20%以上を新市に持ち寄るといひなかで38億円の財政調整用基金が確保されたと聞き、三重町の主張してきた40億円には届かないものの、この額であれば評価できると考え、今回承認することにいたしました。またこの財産の取扱いにつきましては三重町の意見を取り入れていただき、具体的な数値目標について真摯に議論いただいたことについて、関係者の皆さん方に感謝申し上げる次第でございます。

なお、基金の持ち寄りにつきましては標準財政規模の20%以上、最大の基金を持ち寄っていただけることにご理解をいただいたことでもありますので、新市の財政運営を見通していただき、関係町村全体で平成16年度は合併の準備期間という同じ気持ちのなかでそれぞれの財政運営を行っていただきたいことを強く希望して三重町の報告といたします。どうぞよろしくお願ひ致します。

芦刈会長

ただ今三重町から、協議13号財産の取扱いにつきましては特に基金の部分でございますが、三重町が承認をされたという報告であります、ここで事務局の方から財産の取扱い

いの調整方針の文章をお配りさせていただきます。

はい、ただ今お配りをいたしました、調整方針の文章を事務局から読み上げさせていただきます。

事務局（総務部会佐保）

事務局総務部会の佐保と申します。ただ今お手元に3枚の資料をお配り申し上げました。これにつきましてご説明申し上げたいと思います。

財産の取扱いについては昨年12月25日に提案をいたしました。ただ今の議論で修正をいたしました、その後の文言について読み上げて、審議をお願いしたいと思います。

財産の取扱いについて、①大野郡5町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ、なお合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努める。また、基金の持ち寄り額は財政調整用基金については平成15年度標準財政規模の20%以上の額とし、その他の基金については合併時に最大限持ち寄ることとする。

この点につきまして、修正の文言でございます。2番につきましては12月25日にご提案をしたのと同様でございます。

次に2ページの方をお開きいただきたいと思います。この間町村長連絡会等でご協議をいたしました。その中で文言として協議書の中でも触れておく必要があるという結論になりました。ここについても触れておきたいと思います。

大野郡5町2村合併協議会協定項目協議にかかる協議書、大野郡5町2村は、合併後新しい自治体において、健全かつ効率的で持続的な行財政運営を行うという共通認識に立ち、次の協定項目について協議書を結ぶものである。

1. 協定項目の内容

協定項目第5号財産の取扱いについて（基金の取扱い）

2. 協議結果の内容

(1) 財政調整用基金は、財政調整基金に準じたもので、平成15年度の地域財政計画において計上した基金をいい、その持ち寄り額については、平成15年度標準財政規模の20%以上とする。

(2) その他の基金については合併時に最大限持ち寄ることとする。

(3) 大野郡5町2村の事業調整については社会資本の政治状況を勘案し、新市において行うものとする。

この部分については合併の事務調整についてでございます。これについて、町村長に確認していただいて協議書を結ぶということです。

次に3番目でございますけれども、平成16年度の当初予算が現在、議会に提出する状況になっておるだろうと思いますが、その当日の提出で16年度末の残高をそれぞれ各町村に照会をいたしたところであります。大野郡合計で16年度末来年の3月であります、38億6,649万8千円ということになっております。これは平成15年度標準財政規模をベースにしたときに27.50%とこういうような数字を示しております。以上この3項目について事務局の方からご説明を申し上げました。ご協議をよろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今三重町からの承認報告を受け、今、修正の文章、調整の方針の文章を配布させていただきましたが、このことを受けまして、議員の皆さん方からご意見等ありましたら伺いたいと思います。はい、どうぞ。

森委員（清川村長）

はい、清川村であります。今のご提案につきまして反対いたしません。賛成いたしますが、確認をさせていただきますけれども、今、配っていただきました3枚の資料について、最後に平成16年度末財政調整用基金の状況ということで事務局から今説明がありました、

割合等も載っていますけれども、清川村の場合に 52.68%という高い数字になっています。

これにつきましては平成16年度末残高が6億394万2千円ということでありまして、標準財政規模も 52.68%にあたるであります。そういうことからして当初は申し上げましたけれども、この基金の中には目的を持って積み立てた基金が入っております。こういうのを作りたい、こういうものに使用するというので、清川村では3億この中に入っておりますが、それは約8年間かけていろいろな事業を抑えながら積みよってきた額でございまして、この金額につきましてはやはりその目的に沿った、尊重していただいて「新市になってもそういうふうに使うんだよ。」ということの確認をしっかりとってほしいと思っております。

それにつきましても清川村の持寄り額は26.5%ということでありまして、当然20%を超えておりますのでご理解いただきたいなと思っております。よろしく。

芦刈会長

はい、今、清川村長さんから代表して意見が出されましたが、このことをご理解いただきたいということでいいんですね。いいんですね。はい、ということでご理解いただきたいということでございました。その他意見ありませんか。

はい。意見も無いようでありますから事務局からただ今説明申し上げました案でご承認をいただけますでしょうか。賛成の方の挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。承認をされました。ありがとうございました。

続きまして新規協議の説明に入らせていただきます。このことにつきましては協議第28号「広報広聴事業の取扱い(その1)」から協議第31号「上下水道事業の取扱い」につきまして4項目それぞれの町村におきまして、新市まちづくり委員会あるいは特別委員会等でご議論をいただいたというふうに思いますが、事務局の方から最初にそれぞれの項目につきまして、再度ポイントのみ申し上げます。皆様方から協議をいただきたいというふうに思います。

それでは協議第28号「広報広聴事業の取扱い(その1)」についてを、議題といたします。事務局ポイントのみお願いします。

事務局（企画専門部会江藤）

ご説明申し上げます。企画専門部会の江藤でございます。「広報広聴事業の取扱い(その1)」ということで新規提案をさせていただきました。

主な点につきましてご説明申し上げたいと思っております。

まず広報事業の取扱いにつきましては、大野郡5町2村ですべて毎月1回広報誌というのを発行しておりますが、それについて調整をしまして広報誌につきましては月に1回発行する。発行日または配布方法については合併時に統一する。という調整方法になっております。

そして町勢要覧等またはその他公民館だより図書館だより等はここに発行されておりますが、その他の広報資料につきましては新市において調整するという案でございます。

続きまして、広聴事業にかかるところでございますけれども、広聴事業につきましては大野郡5町2村で町政座談会、または行政座談会という名称で実施をされておまして、または行政相談等、町長さん、村長さんが出席された行政相談等も開催されておるところがありますけれども、この調整方針といたしまして行政座談会、行政相談意見箱等については新市において調整するというので調整方針を出しておるところでございます。以上ご説明申し上げます。

芦刈会長

はい、ポイントの説明を申し上げますが、協議第28号につきましてご意見等がございましたらお出しいただきたいと思っております。ありませんか。はい、朝地町さん。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

朝地の森でございます。これは要望でございます。

広報事業の中の町民便利帳が非常に朝地町、三重町がそれぞれ発行されておりますが、これ非常に、町民に便利がいいということで、ぜひともこの点は新市になっても発行してほしいということでもあります。

それからもう一点は、意見箱ですが、これは合併してその間いろいろな住民の方の意見が反映されるように各支所に意見箱を設置してほしいという要望でございます。この2点だけお願いをしておきたいと思っております。

芦刈会長

はい緒方町。

大塚 委員（緒方町新市まちづくり委員長）

はい、緒方町でございますが、この原案に賛成でございますが、要望といたしまして、合併当時市民の皆さんはいろいろと言いたいことが多いと、またお知らせすることも多いということで、月に1回というのを当分の間は2回ぐらいしたらどうかというふうな意見がありましたので調整できればお願いしたいと思っております。

まあ考えるところによりますと、今、何を重点的にやるかということを考えてときに、やはり合併町村民に少しでもそういう内容を詳しく伝えるということに力を入れたほうがいいんじゃないだろうかというふうに思います。

それから議会のほうからの要望でございますが、紙面については、旧町村ごとに講座を作ってその地域に関係したことを特に分かりやすく解説をしていただきたいという要望が出ています。以上です。

芦刈会長

はい、ただ今朝地町、それから緒方町さんから要望として意見が出されてはいますが、原案に賛成の立場からというご意見でございます。

他にございませんか、よございませうか。

はい、それでは原案通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。従いまして、協議第28号「広報広聴の取扱い(その1)」につきましては原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第29号「障害者福祉事業の取扱い」を議題といたします。事務局、ポイントの説明をお願いします。

事務局（民生部会関谷）

はい、障害者福祉事業の取扱いについて、民生部会の関谷がポイントをご説明したいと思っております。

障害者福祉事業のまず計画でございますが、平成16年度から新たに5か年計画というのが大野圏域で計画が策定されます。ですので、それを引き継ぎ運用する中で新市においての地域計画を今後、策定していきたいということでもあります。

そして、事業でございますが、障害者福祉事業で実施されております制度は大部分が国や県の制度に基づき実施されているものがほとんどということでもあります。その分につきましては新市においても引き続き実施することが望ましい、また引き続き実施しなければならないものと考えられます。また町村独自の事業につきましては障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への活動の参加を促進するという目的また社会経済活動への参加を促進するための援助、必要に応じた保護といったものが法律で謳っています。その目的に沿った効果的な制度として新市において実施するように町村間の均衡、こちら

も考慮しながら合併までに調整し、新市において統一した施策を講じることが必要であると考えられます。以上簡単でございますが、終わらせていただきます。

芦刈会長

はい、ただ今ポイントの説明を申し上げましたが、協議第 29 号につきましてご意見等がございましたらお受けしたいと思えます。はい、どうぞ。

伊藤 委員（緒方町議会議員）

緒方町です。ご要望申し上げます。特に原案について反対ではございませんけども、それぞれの町村で独自の事業がございます。この独自の事業の部分はどう、弱者優先といえますか、そういった意味を勘案して、できればサービスの高い町村にあわせていただきたい。このことをご要望いたしたいと思えます。

芦刈会長

はい、緒方町さんから原案に賛成の立場からの意見でした。その他に、はい、どうぞ。

城井 委員（大野町まちづくり委員長）

大野町のまちづくり委員会ですが原案には賛成ですが、要望といたしまして一点ございます。先程、緒方町さんからありましたように、大野町にも単独事業として、心身障害者のタクシー料金の助成というものがございまして、交通弱者に対する支援を行っています。これも効果的な制度として、合併会議で調整して考慮していただけますようお願いをいたしたいと思えます。要望として述べたいと思えます。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。続きまして犬飼町さん。

佐藤 委員（新市まちづくり委員長）

犬飼のまちづくり委員長の佐藤でございます。単独補助につきましては基本的には廃止という方向になっているようでございますが、犬飼町一町村だけ単独補助でやっている部分もあります。これを切り捨てることなく全町村に広げて継承してほしいという要望でございます。今後準備室等で協議がされると思えますが、十分考慮していただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。他にはありませんで、原案でよいということでございます。

芦刈会長

その他ございせんか、はい。

若松 委員（犬飼町議会議長）

この問題につきましてどう、緒方町、それから大野町これから犬飼町が言いましたが、やはり合併ということに皆さん不安になっています。特に社会的弱者、合併というのは、サービスは低下する、負担は高くなる。特に社会的弱者の人は非常に心配しておる。だからこの点については十二分にどう、今から合併までに調整するとかじゃなくて、やはり各町村のいい事業、立派な事業等々については十二分に、私はどう、この中でも協議して、準備室でも協議していく。そして社会的弱者の立場を守るということを基本理念において、私はこのことについては特にご要望を強く要望しておきますので、よろしくお願ひ致します。以上。

芦刈会長

はい、ただ今犬飼町の若松議長さんから準備室の方で早めに協議をということで強い要

望がございましたが、いずれも緒方町さん、それから大野町さん、犬飼町さんは原案に賛成ということで要望がございましたがその他ございませんか。

よございますか。それではただ今の三町からの強い要望ということを受けまして協議第29号「障害者福祉事業の取扱い」につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。従いまして協議第29号「障害者福祉事業の取扱い」につきましては原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第30号「健康づくり事業の取扱い」を議題といたします。

事務局（民生部会関谷）

はい、健康づくり事業の取扱いを引き続き民生部会の関谷からポイントの説明をさせていただきます。健康づくり事業につきましては8項目ございますが、この中の全体を通してのポイントを簡単に述べさせていただきます。

健康づくり事業につきましては、住民生活に密接に関係し、かつ住民の方々の健康づくりという重要なものであります。そのためできるだけ早く新市の一体制を確保できるよう調整を行うことが適切であろうと思われまます。またその中では実施内容、方法等について医師会または委託先等の調整を必要とするものもございますが、そのような中、地域の実情や地域間の均衡、こちらを考慮しつつ合併までに調整を行い、新市においてはできる限り全体のサービスの統一を図っていくことが必要であるというふうに思われまます。その中で合併までに調整するというを基本に制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮して質の高いサービスを目指すという調整内容になっております。以上簡単でございましたが、説明とさせていただきます。

芦刈会長

はい、ただ今協議第30号につきましてポイントのご説明を申し上げましたが、ご意見等がございましたらお受けしたいと思っております。はいどうぞ。

浅野 委員（朝地町議会議長）

朝地町の議会の浅野でございます。原案には賛成ですが、ひとことお願いしたいと思っております。

町長はがんの早期発見、早期治療との医療費の抑制ということで無料化を要望しておりますが、一律の負担を取る方針ということで決定をしたようでございます。

決定はそれでしておりますので、よろしいかと思っておりますが、早期治療、早期発見と医療費の抑制というのがございますので、ただ平準化と、金額あわせてとればよいというのではなく、そこをひとつおさえていただいて極力低い水準で設定をし、より医療費の削減につながるように有効な手だてを考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

芦刈会長

はい、他にございませんでしょうか。はい。

生野 委員（三重町議会議長）

事務局のほうにちょっとお尋ねしたいのですが、②に救急医療体制については現状を踏まえて新市において総合的に検討する、とございますが、三重町にあります急患センターのことでございます。後の公告の中で一部事務組合の取扱いについてという中に急患センターも盛り込まれていますが、その中で協議するのか、三重町としてはもうここで出ております2項目で三重町としての枠を挿入していただきたいと思いますと思うんですが、どちらであればいいかなというようなことを考えているのですが、ご意見いただきたいのですが。

赤嶺事務局長

合併協議が始まる時の時点では、急患センターはうちの事務組合の中でというふうな項目を入れておりましたが、昨年12月にそれぞれの協定項目が各部会にまたがるケースがあります。よりそこに詳しい課長にお願いしていただくということでもありますので、急患センターの取扱いにつきましても、ここの健康づくり事業救急医療体制のところでも議論をさせていただきます。ですからこの健康づくり事業の取扱いのところでも、急患センターの議論をしていただきたいと思いますと考えております。

芦刈会長

はい、それではここで協議項目の中で出していただきたいと思いますということでございます。はいどうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

そういうようなことでありますれば、少し内容説明いたしますと、救急医療体制の中での急患センターについてであります。急患センターには野津町が加入していることや、専門委員会で緒方病院を含めて地域医療のあり方等を検討することからも、もちろん存続を望む声もございしますが、さまざまな意見をちょうだいする中で、合併までに今後のあり方を検討する必要があるのではないかと考えております。

このことから三重町といたしましては、協定書②の救急医療体制については現状を踏まえて、「新市において総合的に検討する」の後に、「ただし、休日夜間急患センターについては合併までに調整する」を挿入していただきたいと思いますと考えております。皆様のご意見をいただきたいと思います存じます。

芦刈会長

はい、ただ今三重町の5カ町村、緒方町さんから朝地町さんが入っていませんけども5カ町村の休日夜間急患センターでございますが、この協定書の「検討する」の後に「ただし、休日夜間急患センターについては合併までに調整する」ということを挿入いただきたいと思いますということでございました。

そのことにつきまして、ご意見をいただきたいと思いますというふうに思っておりますが、挿入することにご意見ございませんか。

各委員

異議なし。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。朝地町さんから原案に賛成ということで要望ということに伺っておりますので、ただ今三重町からの付け加えて文言を挿入させていただきたいということ踏まえまして一部修正ということになります。このことにつきまして賛成の方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。それではこの文言を挿入させていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして協議第31号「上下水道事業の取扱い」を議題といたします。事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局（建設部会 隈田原）

それでは建設専門部会隈田原でございます。私のほうからポイントを説明させていただきます。

上下水道の取扱い、今回は上水道、上水道と簡易水道その他の専用水道。下水関係といたしまして、公共下水道と農業集落排水事業のほうも提案をしております。一番のポイントになりますのが、合併までの短期間の間に、例えば水道料金・手数料等の調整が可能かどうかポイントになろうかと思えます。

また、加入金についても同様のことであろうというふうに思います。そのポイントを押さえまして、上水道の部分につきましては現行の通りとし、新市において調整するという形一本化を図るという形で水道については提案をしております。加入金については給水工事の関係ございまして合併時に統一という形で提案をしております。また、下水道につきましても現行の通り新市に引き継ぐという形で水道料金につきましては提案をしております。ただし加入金につきましては若干計算の方法が違いますので、これも合併までにちょっと一本化ということが難しいだろうということで現行のままということで提案をしております。以上であります。

芦刈会長

はい、協議第 31 号につきまして事務局からポイントを説明させていただきましたが、このことにつきましてご意見等がございましたら伺いをしたいと思えます。はいどうぞ。

浅野 委員（朝地町議会議長）

朝地町です。朝地はですね、今、上水道に関してはちょっと普及が無いものであります。それでボウリング事業ですね、あの 2 分の 1 の補助を出しております。これをぜひ継続してもらいたいというお願いでございます。よろしくご検討をお願いします。

芦刈会長

協定項目の中に追加をするという意味でしょうか、要望ということでしょうか？

浅野 委員（朝地町議会議長）

要望ということで結構です。

芦刈会長

はい。原案に賛成で、要望ということですね。はいどうぞ。

佐藤 委員（犬飼町まちづくり委員長）

将来におきまして、本町を含めまして街のほうの密集地につきましては下水道計画をたて環境の整備を図る必要があるのではなかろうかという情報がありました。このことについてご報告申し上げて検討願いたいと。原案につきまして賛成でございます。

芦刈会長

はいどうぞ。

城井 委員（大野町まちづくり委員長）

原案に対しては賛成でございますが、簡易水道の無いところの小さな集落の数戸しかない所の、今補助金を出して、水道施設をまかなっておるのですが、これもまた要望として調整する中で入れていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

芦刈会長

そのほかございませんでしょうか。はい。

協議第 31 号につきましては、ただ今朝地町さん、それから犬飼町さん、それから大野町さんからいずれも原案に賛成ですが、要望ということで意見が出されております。

従いまして協議第 31 号「上下水道事業の取扱い」につきましては原案通り決定する方の挙手をお願いします。

はい、挙手全員でございます。協議第 31 号につきましては原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

はい、ただ今の要望につきまして事務局の方から補足をさせていただきます。

事務局（建設部会 隈田原）

先程から話に出ております井戸の掘削とか、2,3 戸しかない一部の水道についてはこの協定項目の中で飲料水給水施設設置補助は合併時に統一する、という形で今現在ですね、4 町村の中でそういう制度がありますので、内容若干違いますが、これは準備室の方で内容について一本化を図って新市においては、全域でこの補助制度をやっているという形で調整案を出していきるところです。

芦刈会長

はい、事務局のほうより要望に沿うように、今、調整中であるということでございます。はい、ただ今新規事業について 4 協議項目のご決定をいただきまして誠にありがとうございました。続きまして提案項目の説明にはいらさせていただきます。まず、最初に協議第 32 号「電算システムの取扱いについて」を議題といたします。事務局のほうから提案の説明をいたします。

事務局（総務班 首藤）

総務班、首藤です。私のほうから協議第 32 号協定項目「第 23 号電算システムの取扱いについて」を提案したいと思います。

お手元の資料の 3 ページをご覧くださいと思います。大野郡 5 町 2 村のシステム導入状況の一覧になります。一覧でも分かりますように、どの町村におきましても、住民管理システムなど自治体業務のほとんどが電算システムで処理されていまして、今やほとんどできないことになっております。また、システム導入業者も、5 町 2 村で 4 社が参入していまして、各町村独自のシステム形成がなされております。

さらには 2 ページの 3 のスケジュールにもありますように、合併期日が平成 17 年の 3 月 31 日ですので、残す期間が 1 年とわずかになっており、住民への行政サービスの提供と行政事務をスムーズに遂行させるためには、必ず合併時に電算システムが作動しなければなりません。これらの状況から大野郡 5 町 2 村の電算システムをどのように統合するかを各町村の電算システム担当からなる情報システムプロジェクトチームで議論を重ね、電算システム統合の基本的な考え方として安全、確実、低コストを三本柱として決定をいたしました。

4 ページに先進地の事例を掲載しておりますが、先進事例をみましても、やはり安全性、確実性、経済性を中心に統合の方針を検討しております。このようなことから、先程説明いたしました統合の基本的な考え方を受け、1 ページに掲載されています調整内容を提案いたしたいと思います。読み上げさせていただきます。

電算システム統合については次の基本的な考え方により、合併時にシステムを統一する。

- ①住民生活に影響を及ぼすことないよう、合併時からの確実かつ安全稼動を最優先としたシステム統合に努める。
- ②個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。
- ③システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。ということで提案をいたします。

芦刈会長

はい、ただ今協議第 32 号「電算システムの取扱い」につきまして事務局のほうから提案

説明をいたしました、質問等がございましたらお受けをしたいと思います。はい。

若松 委員（犬飼町議会議長）

犬飼町の若松でございますけども、ただ今事務局のほうから電算システムの取扱いについてということで、今、説明があったのですが、これは、提案についてはですね、1も2も3ももつともなことで、私どもがとやかく言うようなことではないのですが、これはあれですか執行部、また事務局の方にお尋ねしますが、5町2村で来年の3月31日に合併ということになれば、この電算システムはもう3月31日には稼働可能ということになるというように私どもとしては理解をして、よございますか？

そしてまたこれらの導入等々についてはどこが執行するのか、今の合併事務局の方で執行するのか、それとも執行の責任についてはどなたが負うのか、等々についてまあ少し微にいり細にやってもらわんと、これは聞くとところによると、10億も15億もかかろうかというような合併の一番の大事業だというように聞いておるんです。だから大野郡5町2村の住民の方は皆さん、ここにたくさんいらっしゃいますけども、大変心配なさっておる。だからあえて私のほうからお尋ねいたしますので分っている範囲でご答弁をお願いします。以上。

芦刈会長

はい、事務局ただ今の質問に関しましてお答えを。

事務局（総務班 首藤）

電算システム、まず、合併の平成17年3月31日は必ず稼働いたします。それに向けて現在作業を進めております。

あと、先程合併までの期間がございませぬので、ある程度並行で作業を進めさせていただいて、今業者選考の方をさせていただいております。実際の作業につきましては業者が決定した後になりますので、4月から1年間をかけ合併期日に間に合うように作業の方を進めてもらっています。

倉原事務局次長

私のほうから、合併協議会の次長倉原であります。契約の主体はというご質問でございますが、これは法定協の事務局としてはできません。

できる範囲はシステム設計までと、これは国・県の見解が出ています。ですから契約主体としましては、今、5町2村がそれぞれ出すか、もしくはどこかの町を代表して片寄せという形で契約するか。このいずれかだろうと。それはあの業者との評価ですね、その辺が決まってから町村長連絡会の中で協議していくというスケジュールであります。以上です。

芦刈会長

はい。

若松 委員（犬飼町議会議長）

このことについては、非常に電算システムというのは私も重要なことはよく分かります。これがないと合併してすぐ新市になって市民生活に、その密着するようなことをやはり、いろいろ窓口業務等々、これに入ってるわけでしょう。だから、私が心配しているのは、もう少し今言うような主なことをこれに書いていない、いいようなことを書いている。

住民生活に影響を及ぼすことのないような合併時からの確実かつ安全稼働を最優先としたシステム統合に努める。当然ことだ。それから個人情報保護などこれも当然のこと、システム導入は可能な限り初期コストの圧縮を図るとともにと言うことはできるだけ安くと

いうことでしょ。

だから最低の予算で最大の行政効果をあげるようなことをやって運用面についても、経費を考慮するということでしょ。だから当たり前のことを書いておるから反対することないんですよ。

だけどこれだけ大きな事業の総額はどれくらいですか。だから業者の選定等々についても皆さんに不信感が無いように、やはりこれだけの大野郡の大物が一同に集まっておる。だからこういうところで広く討論をして、ですね、町村長連絡会で決めるのが良かろう。

しかし、工事契約 5 千万円以上は議会の議決がいてなっているでしょ、それはどうするんですか、

だからそういうことも踏まえて皆さん十二分に論議をして、やはり広く皆さん方にお知らせをし、公正、公平・厳正な行政、合併の一番の大事業じゃないですか、一番先の。だから私は特に発言させていただいておると。だから私は決して皆さんを疑っておるというわけじゃあない。まあ最初に行う事業だと、立派な物を作ってもらいたいと、ああ大野郡 5 町 2 村が夢と希望のある、新たな新市づくりが出来た。大野郡 5 町 2 村の皆さんが、新市の皆さんが思えるような希望のある事業をやっていただきたい。特にご要望申し上げます。どうですかね。

芦刈会長

今の要望ということですかね。

若松 委員（犬飼町議会議長）

いや要望じゃなくて、答弁です。

倉原事務局次長

具体的な進め方ということになりますけども、今、犬飼の若松委員さんの言われた通り最終的にはこれ契約ですから予算を伴います。その段階で当然のことながら各町村で議会にお諮りするという形になります。決して私たち事務局だけで進めるというようなそういう形ではありませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。以上です。

若松 委員（犬飼町議会議長）

もうこれ以上は申し上げません。

私が今言ったように、皆さん方で一致団結してやはり立派なこの情報のシステム電算システムの構築ということを目指しておりますから、これ以上申し上げませんからぜひともやはり大野郡民の皆さんが安心するように、だけどそれぞれ状況が違うんですよ。システムをどっかに統一せねばいけん。そういうこといろいろなあつれきがあるでしょう当然。だからそういうものを皆さんの前にさらけ出して。じゃ、どこがいいんだと、どのようなシステムがいいんだと、どれが本当に個人情報を守るいいシステムなのかということをお前は皆さん方の前で堂々と論議をして決めていただく。これが本当に開かれた政治。今から本当に夢と希望のあるような大野郡作りの第一歩じゃないかということをお前を特に申し上げまして私の意見を終わらせていただきます。以上です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他質問等がございませんか。

各委員

ありません。

芦刈会長

はい、それでは協議第 32 号「電算システムの取扱い」につきましてはこれで説明を終らせていただきます。

続きまして協議第 33 号「消防防災事業の取扱い」について事務局、提案をお願いします。

事務局（総務会 佐保）

総務会佐保と申します。それでは私のほうから協議第 33 号「消防防災事業の取扱い」について、をご説明申し上げます。

ここで取り扱う項目につきましては、消防団、常備消防と非常備消防がございますが、常備消防につきましては一部事務組合の取扱いで、ただ今提案準備をいたしております。後日提案をいたしたいと思っております。この部分につきましては各町村にございます消防団の取扱いということでご理解いただきたいと思います。

消防防災事業の取扱いにつきましては、大きく別けて整理をいたしております。ひとつは消防事業の取扱い、2 点目は防災事業の取扱いそれから防災行政無線の取扱いのところの 3 項目でございます。

関係事業につきまして 7 ページのほうをご覧いただきたいと思います。まず消防団の取扱いについては、合併時に統合することが適当であるということが大前提でございます。しかしながら、各町村の消防組織ですとかあるいは待遇面であるとか、それぞれ消防団員の細かい状況につきましては違いがございますので、暫定的にそのまま新市に引き継いで順次改編していくことも考えられると冒頭基本方針の中で書いております。

また、防災計画につきましても重要になりますので一番身近な大事なことですので新市において速やかに防災計画の案を作っていくということを書いてございます。

さらに昭和 60 年 4 月以降、全国の合併の先進事例を見ますと、すべて消防団につきまして合併時に統合されているようでございます。その文言につきましては、消防組織法、あるいは災害対策基本法、あるいはまた水防法の部分で整理をしております。7 ページの方でその部分については記載しております。

それから先進事例でございますけれども、特に 8 ページの方に大分県内の佐伯市さんと宇佐市さんの例を記載させていただいております。この 2 つの先進事例につきましては佐伯市さんについては 9 の市町村がございまして、合併までに統合はするが、分団等の組織及び機能はおおむね現行の通りとするということで、合併後新しい組織体制を現行のままいって作っていくと、こういう考え方です。

それと宇佐市さんの例ですと、まず 3 番目の中で消防団の組織は部制とし、合併までに改編を行う合併時には新しい消防組織体制を作っていくとこういうことで合併前にするのか、あるいは合併後に組織の改編をするのかその 2 つの選択があるということでございます。この部分を押さえて少し中身についてご説明申し上げたいと思っております。

2 ページをお開きいただきたいと思います。消防団の定数でございますが、大野郡 5 町 2 村では 1,343 人おります。それから消防団の団員の年齢要件については 18 歳以上の者という所と、20 歳以上という所で差異がございます。

それから組織につきましては、それぞれ町村ごとに規模の違いがございますが、昨年 4 月 1 日現在では大野郡内で、合計 38 分団あると、そして平均の消防団員の数が 1,323 人ということになっております。

③の消防施設ではそれぞれ消防詰所数ですとか、消防ポンプの自動車数などを載せております。それから消防団が行う事業につきましては、それぞれ同様のことをしますけれども、個々については差異はございます。

次に 3 ページをお開きいただきたいと思います。3 ページでは消防団の、特に災害時にそれらの近隣の町村の応援相互協定というのを結んでおります。その状況について記載をいたしております。特に三重町さんの 2 番目の所に災害時における相互協力に関する覚書、郵便局とされている例がありますけれども、ここにつきましては三重町さんに聞いたところ、郵便局の施設あるいは用地を避難場所、あるいは物資の集積場所としての相互利用を

行っていく。

あるいは被災町民あたりの被災先、さらに被災状況の情報の提供そして郵便局の大きな使命であります郵便貯金あるいは保険あたり、こういったところの災害の特別措置を講じるということ。さらに避難場所への郵便物の輸送ということこういうところで結んでいるようであります。ここは他の町村ありませんので、触れておきたいというふうに思います。

4ページをお開きいただきたいと思いますが、それぞれ消防団の報酬について触れております。それぞれ団長以下、団員あるいは指導員まで町村ごとに差異があります。

それぞれ訓練やあるいは実際に火災に出動する際の費用弁償についても7番目で整理をいたしております。それでは最後でございます。

それから分団等運営の関係でも差異がございます。それから退職報償金につきましては、先般一部事務組合でもう討議をして確認いただいておりますけれども、大分県消防補償等組合退職報償金条例ということでこれはもうすべて町村同様でございます。その他ラッパ隊、はしご隊、それぞれ消防団の組織を載せております。

以上が消防組合の取扱いについて、でございますけれども、2ページのほうにもう一度お聞きいただきたいと思いますが、上の方に調整の具体的内容でそれぞれ整理をいたしております。特徴的なところだけ申し上げて後で総括して本文を読み上げたいと思います。

まず消防団の定数は合併時5町2村の定数の合計として新市に引き継ぐということを書いておりますけれども、国の方の消防庁通知の中でも市町村合併に対してのそれぞれの消防団の取扱いについてはできるだけ地域の消防団、あるいは防災力を減退させない。そういう配慮をなさいますと、現有の団員数をできるだけ確保して消防力の強化を努めなさい、そういう指導がきております。ここがまず一点であります。

それからその下3番目組織については書いておりますけれども、組織については先程申しましたけど、合併までに整理するのか、合併後に調整するのか、この2つの考え方がございますが、2回の作業部会、それから各町村で消防団のほうでもご議論をいただきました。さらに消防団長さん数人にお集まりいただいて専門部会にいたるまでに会議を重ねてもらったところでもあります。

その結果、12ページをお開きいただきたいと思いますが、12ページの下の方に連合消防団制というのを記載させていただいております。これが大分県の日田市郡の合併協議会の事例でございます。ここは1市2町3村ということで、6市町村の構成ということになります。現行の消防団をまず支団ということにすると、支団については仮称であるということがございますが、それぞれ町村に消防団長さんがおりますが、この消防団長さんの中から互選で団長さんを決める支団長という言い方をしておりますがこういうことでございます。

支団長の選出については現行の消防団長を支団長とするということで、それぞれの町村に団長さんが今いますので、支団長さんの互選で連合の消防団の団長さんを1人置くということがございます。副支団長さんについては10名ということで、それぞれ6市町村の皆さん、少し数が足りませんが複数副団長さんをおいている所がありますのでそういう取り扱いをしているということになります。この方式を大野郡5町2村でもやっというということで本日の提案の内容になっております。

それについては合併まであと1年1カ月というところで現行の消防団各隊の中で改定ができていくのかという部分と、それと住民の皆さんに大きく変わることによって消防という生命と財産を守るというところで、大きく関わるというふうなことでございますから、現行のままこの方針を施行していこう、こういう考え方でございます。

それから4番目のほうに新市の消防団の定数及び組織については速やかに消防計画を策定し調整するというのを載せておりますけれども、これにつきましても連合消防団制を長期に渡ってしくということにはならないということを上の方にも例外として出ております。したがって速やかにその組織については合併後作って、そして新市の体制を作っていくということになります。消防事業の取扱いについてはそういうことでございます。

次に防災事業の取扱いについて、でございますが、5ページをお開きいただきたいと思っております。これにつきましては、それぞれ町村で防災会議、それから水防会議というものがそれぞれあります。それぞれ災害発生時は、すぐに災害対策本部をとってそれぞれの措置をとるといのはご案内の通りでありまして、その根拠については地域防災計画ならびに水防計画の方で各町村整理をいたしておるといことでございます。

これについては、合併時はそれぞれの旧町村の法人格でございますから、新市において速やかに作っていくということが基本になりますし、また災害がすぐ新市になって起こってもできるようにその体制を整備していくという内容でございます。

次に6ページでございますけれども、防災行政無線の取扱いについて整理いたしておりますが、これについては整備されている町村とまだ防災行政無線が整備されていない町村がございます。

防災行政無線については緒方町さん大野町さんを除いて町村で整備をされているようでございます。少し中身の違いを申し上げますと、それぞれ屋外放送塔がございますけれども、個別受信機というのが各家に設置されていますけれども、三重町の場合は難聴地区あるいは集落のまとまりの無い地区、あるいは消防団幹部及行政関係役員宅ということで一部に配置されているということです。

清川、朝地、千歳、それから犬飼町も今整備いたしておりますけれども、全戸にそれが設置をされているということでございます。当然、防災無線については緊急放送の防災あるいは災害発生時に機能を発揮するということになります。それからもうひとつの利用として、定時放送内容がございます。これについては行政のそれぞれの行事のお知らせを行っています。ただ、この中で問題はそれぞれ町村で防災無線を整備した時期が全部差があること。更新時期を迎えている町村もあるという意見があります。

さらに防災行政無線は電波周波数によって放送するものでございますから、それぞれ全部当然違うわけですが、入っている機械も全部違うという現状があります。こういったものを整備していく必要があるということでございます。

移動系については省略させていただきます。

それから緒方町さんについては、オフトークの通信でNTT回線を使って1,500台設置をしていると。しかし月に月額で500円の利用料をそれぞれが負担しているという状況がございます。これはまあ平成3年6月に整備をいただいたということで、更新時期を迎えておるとい状況を報告をされているところでございます。

それから大野町さんについては今年の4月からCATVが稼働いたしております。稼働率は96%というように伺っておりますけれども、この中で地震風水害にかかる気象災害情報こういったものの伝達、音声告知システムという部分で利用しているということも伺っております。今後も整備をいたしていくというわけでありまして。以上3事業をそれぞれ表にまとめておりますから、1ページをお開きいただきたいと思っております。

<消防事業の取扱い>

- ① 消防団は合併時に統合する。
- ② 消防団の定数は、合併時は5町2村の定数の合計とし消防団員は原則として新市に引き継ぐ、ただし、団員資格の年齢要件については、18歳以上のものとする。
- ③ 組織については合併時は現行の消防団を支団（仮称）とする連合消防団制とし、団長1人支団長7人、福支団長7人を置く。支団の名称については合併までに調整する。
- ④ 新市の消防団の定数及び組織については速やかに消防計画を策定し調整する。
- ⑤ 出動体制については、合併までに組織にあわせて調整する。
- ⑥ 現有の消防施設及び資機材については新市に引き継ぐ。
- ⑦ 年間行事については新市において調整する。
- ⑧ 消防相互応援協定については新市において調整する。
- ⑨ 消防団員の報酬及び費用弁償については現行報酬額及び同規模の自治体の例を元に合併までに統一する。

⑩ その他、軽微な事項については合併までに調整する。

<防災事業の取扱い>

① 防災会議及び水防会議については合併時に新たに設置し、新市において速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。

② 災害予防及び災害時対策は合併までに調整し体制を確立する。

<防災行政無線等の取扱い>

① 現行の防災行政無線については新市に引継ぎ住民生活に支障が無いよう調整する。

② 未整備地域の防災行政無線設置については新市において調整する。

③ 緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムについては、現行の通り新市に引き継ぐ。

以上消防防災事業の取扱いについて、ご提案を申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今協議第33号消防防災事業の取扱いにつきまして提案説明を申し上げましたが質問等がございますか。

伊藤 委員（緒方町議会議長）

ひとつよろしいでしょうか、消防署との関係。いわゆる団と消防署が今まで一緒になって防災に当たってきた部分がありますが、この関係はどうお考えになりますか。別途また計画されているのでしょうか。別個に提案なされるのかどうかお尋ね申し上げます。

芦刈会長

はい、お答えを。

事務局（総務部会 佐保）

はい、お答えします。先程お話ししましたように消防署については一部事務組合の取扱いで現在協議をいたしております。ちょっと、方向性を見出してないということで自治体消防団の方を先に提案させていただきました。

伊藤 委員（緒方町議会議長）

一緒になってやらないといけない部分が出てくると思います。特に防災については防災計画等策定する部分については、そこら辺もあわせて当然おそらく出てくるのではなかろうと考慮しながら、ひとつよろしくお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

はい、そのように考えております。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。はい、それでは協議第33号の提案説明を終わらせていただきます。ここで、2時50分まで休憩を取ります。

—————（休憩）—————

芦刈会長

続きまして協議第34号「交通対策事業の取扱いについて」事務局のほうから提案説明を申し上げます。

事務局（企画部会 江藤）

企画部会担当の江藤でございます。それでは、私のほうからご説明申し上げたいと思います。まず資料2ページをご覧くださいと思います。現在既存の路線バスの運行補助につきまして三重町から犬飼町まで横並びで掲載させていただいておりますが、それぞれ大野交通さんそして大分バスさん、こうした路線につきましてそれぞれ年間かなりの額が運行補助を行っておるところでございます、2番目に過疎バス等運行、そして3番目にはスクールバス運行を掲載させていただいております。

本年度から緒方町さんにおかれましては、過疎バスとスクールバスを併用させたコミュニティバスを運行というような形でご覧の通りの内容で現在町内を巡回しておるということでございまして、朝地町さんにつきましても福祉バスという形とでスクールバスの空き時間を利用して毎週火曜日・金曜日に2台のバスを運行しているというようなことでございます。

そして、来年度から清川村さんのほうでこれに習いましてコミュニティバスを運行するというので、6路線の運行を予定しておるということでございます。

あと大野町さんにつきましても、来年度からスクールバスは現在のまま運行しながら、福祉バスにつきまして6路線の運行を予定しております。

なお、スクールバスにつきましては、三重町さんのほうでもこうして2つの路線につきまして現在路線バスを運行しているというような状況でございます。

続いて3ページをお開きいただきたいと思います。3ページでは左の部分に全国の先進事例、そして右のほうに県内の先進事例を掲載させていただいております。全国の先進事例を見ますとだいたい生活路線、現在の路線の維持補助金につきましては現行通りまたは新市において調整すると。

そして現在のコミュニティバス等の市町村が運行しているところにつきましても、現行に通りまたは新市において調整するといった内容になっています。

右のほうも日田市郡の合併協議会でございますが、ここにつきましては、まず(1)で廃止路線代替運行費補助及び地方バス路線維持費補助制度は新市に引き継ぐ。ということでございます。2項目が中津江村、上津江村の村営バスの運行事業については現行通りとする。ただし、運営形態及び使用料については合併後速やかに調整する。ということでございます。3番目に前津江村のタクシー代替輸送事業については現行通りとする。前津江村の通学通勤等補助制度については新市に引継ぎ事業内容については合併までに調整するというようなことであります。

そしてこの大野郡5町2村いわゆる新市の合併した新市の交通対策の基本的な考え方をということで左の上の方でまとめています。

交通対策における公共交通体系の整備充実が高齢化がますます進む新市にとって重要な課題のひとつである。高齢者等の交通手段を持たない市民の便宜を図るため、JR及び既存のバスの利便性の確保を図るとともにスクールバス・福祉バス等の地域の実情やニーズに沿った輸送体制を整備することが必要である。

こうした基本的な考え方の中で、また元に戻っていただいて、2ページの右の調整案でございますけども、

① 地方バス路線維持費補助制度については新市に引き継ぐ。

これは現行の大野交通さん大分バスさん、朝地町さんについては大分バスさんの補助からその後竹田交通さんの補助に移るというふうになってはいますが、そうしたものについてはそのまま新市に引き継ぐ。

② コミュニティーバス・福祉バス及びスクールバスについては現行通り新市に引き継ぐ。ただし運営形態を含み運行全般にわたり新市において調整する。といった案を本日ご提案し持ち帰って、協議をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今協議第34号につきまして、提案説明をいたしました、ご質問等がござい

ましたらお受けしたいと思えます。ありませんか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第 35 号「建設事業の取扱い(その 1)について」につきまして提案説明をいたします。

事務局（建設専門部会 隈田原）

はい、建設専門部会隈田原です。私のほうからご説明申し上げたいと思えます。

まず 2 ページをお開きください。都市計画の取扱いでございます。現在 5 町 2 村では都市計画を現在設定しているのは三重町だけあります。三重町については都市計画区域面積 2,235 ヘクタール、用途地域が 430.5 ヘクタールという形でここに書いてある通りのものであります。ただし都市計画マスタープランについては策定をしていないということでございます。

続きまして 3 ページですが、参考資料であります。三重町以外に都市計画はございませんが、内容についてここに記述しております。

都市計画の意義という形で下から 3 行目、都市計画は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適性に配分することを確保するための計画であり、土地利用、都市計画の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定する性格を持つという形で基本的なことを記載しております。

あと根拠法令といたしまして、都市計画法を載せております。右上に都市計画区域指定による法的効果という形で行政のほうから見れば法的効果、規制を受けるほうから見れば規制であるという形になろうと思えますが、ここでは法的効果ということで 1 番から 6 番まで載っております。その下に先進事例ということで既に合併している 3 市、それと 4 月 1 日に合併予定の地域も 3 つ載せております。見ていただければ分かりますが、大体、都市計画については現行通りに新市に移行するという形でほとんどのところが既に合併しておりますし、協議の中で確定しているということでございます。

4 ページをお開きください。都市計画のもうちょっと詳しい内容ということで、ここに内容的なことを書いております。

ただし右の下、都市計画のマスタープランということでここに記入しています。ここでマスタープランでは県で作ります県都市計画区域マスタープラン。それと市町村が作ります市町村マスタープランという形で記述をしております。現在、大分県のほうがマスタープランを策定中ありますが、市町村についてはマスタープランという形で三重町さんも作っていないという形であります。

これらを踏まえまして 2 ページに戻っていただきます。具体的な調整案ということで都市計画区域等は現行のままで新市に引き継ぐ。という形で案を出しています。

芦刈会長

はい、ただ今協議第 35 号につきまして説明を申しあげましたが、何か質問等がございますか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第 36 号「上下水道の取扱い(その 2)について」提案説明をいたします。

事務局（建設専門部会 隈田原）

続きまして、説明を申し上げます。上下水道事業の取扱い(その 2)についてという形でございます。(その 1)で既に公共下水道、農業集落排水事業当については協議をしていただきました。(その 2)という形で下水関係に入りますが、浄化槽の設置事業につきまして主に記述しております。

調整内容に入ります前にまず 5 ページをお開きください。各家庭で設置する合併処理浄化槽の事業に対して国庫補助制度というのが 2 通りございます。ここで (1) という形で浄化槽の設置整備事業、いわゆる個人設置型といわれるものと、(2) で浄化槽の市町村整備推進事業、これは緒方町のみが実施している事業ですが、市町村設置型という形の 2 通

りがございます。

これはどちらも個人の家に合併処理浄化槽を設置する時の補助制度でありまして、例えば下のほうについて20戸と書いてありますが、20戸で1カ所の浄化槽を作って集合的に処理をするというようなものではございませんので、間違えないようお願いしたいと思います。

まず上の個人設置型ですが、個人設置型につきましては申請者、設置者が浄化槽を設置した場合にその4割を国県町村で3分の1ずつ補助しますよと。それで維持管理等につきましても、個人で維持管理をお願いしますよという個人設置型の補助制度でございます。

続きまして(2)の市町村整備推進事業、これ市町村設置型といわれますが、市町村が設置するという形でございます。ここでは緒方町のみでありますので、緒方町が設置をするというやりかたでやっております。

内容につきましては下に書いておりますが、国の補助金が3分の1でございます。この3分の1の残りを緒方町で下水道事業債等負債等、起債を借りまして個人の浄化槽を町で設置すると、そのときには個人の方からは加入金、現時点では15万円というふうに聞いております。15万の加入金をいただいて設置をすると、それ以降につきましては使用料を浄化槽の使用料を個人から徴収いたしまして、この使用料で例えば法定検査それとか修理等を緒方町の方で行うという形、要するに町村が維持管理を行うというシステムでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。ここに現在の5町2村の浄化槽の設置状況、それと緒方町の合併処理浄化槽特別会計というものの決算、予算を書いております。

まず右の表をご覧くださいと思うんですが、これが先程申しました通り、個人設置型という形で緒方町以外がやっているシステムでございます。毎年全体で200基前後ずつを設置しまして町村負担が大体3,000万円前後というような形で見て取れると思います。

左の上の表、緒方町さんがやっているシステムでございます。平成14年度加入者総数が474、平成15年度設置予定が39ということで、平成15年度末の予定が513基。513基の部分で使用料をいただいて特別会計で運営をして維持管理等をやっていくというものでございます。その下に平成16年度の設置予定数で書いてございます。ご覧くださいと思います。

2ページにお戻りください。浄化槽の設置事業の補助という形で緒方町さん以外が個人設置型でありますので、国の補助制度でありますから金額のほうの大体一緒であります、大野町さんについて若干人槽がふれられていないのですが、補助制度は一緒でございます。

対象地域が基本的に農業集落排水事業と、大野町さんについては公共下水道等のエリアをのぞく地域という形でございます。朝地町さん、千歳村さん、犬飼町さんについては農業集落排水、もしくは公共下水道エリアというのはございませんので一応全域という形でございます。

この浄化槽設置につきまして2番といたしまして助成制度があるのは、三重町さんと清川村さんでございます。三重町さんの分につきましては、1基につき毎月1,000円ずつを助成するという形でございます。これは設置年から5年間という期限付きで、それと清川村さんにつきましては設置時に上の補助金にプラス72,000円。平成15年度金額で72,000円という形で助成するという形でございます。平成16年度につきましては、予算を計上していないということで、今年度で終わりにならないように事務局の方では思っています。

3ページをお開きください。これは緒方町の浄化槽市町村整備推進事業であり、特別会計で設置及び維持管理をするということでございます。まず使用料につきましては基本料金の526円を取りまして、後は人数で1人につき992円ずつ上がっていきますよという形のものでございます。加入金につきましては大体5人から10人槽で15万円という形でございます。維持管理費のご報告についてはもちろんのこと清掃保守点検は町が行うという形でございます。

設置工事の実施ですが、土地所有者はあくまで民間でございますので、個人の方で土地でございますので、町が個人と賃貸契約を結んで、町がその土地に浄化槽を町が設置を

するというございます。

以上のようなことで2ページに戻っていただきたいのですが、幹事会のほうでもこの事業につきましていろいろな話が出ました。

結果としては、今度の浄化槽の設置・推進は進める必要があり、市町村設置型の事業も悪い事業ではないのですが、新市になっていきなりすべて市町村設置に移行するのは困難ではないかという形で調整案といたしまして、浄化槽設置事業は現行の通り新市に引き継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）に移行する。ただし使用料においては新市において調整する。浄化槽設置者助成金は合併時に廃止する。以上のことでお願いします。

芦刈会長

はい、ただ今協議第36号につきまして提案説明を申しあげましたが、ご質問等がございますか。はい、どうぞ。

若松 委員（犬飼町議会議長）

はい、大変すいません。ただ今、「上下水道の取扱い(その2)について」ということで事務局のほうから微に入り細に入り説明がありましたので、十二分に理解をししたつもりですが、確認の意味でお尋ねをしておきます。

これはもうご存じのように21世紀は環境の世紀ということで、生活雑排水は、特に河川が水質汚染の環境になっておるということで、今は建設業も変わって単独とか合併しなくてはならないということで、本町犬飼町あたりもこれを見ますと、ほとんどの町村で合併処理浄化槽の設置、これは公共下水道と比べてですね、まあ最小の予算で最大の予算効果をあげるといような観点からこれは大変にいい事業だなと。田舎らしいこの新市を作るのにいい事業だなと思っております。

そこで、これを見ますと、合併時にはですね、ここの通り新市に引き継ぐということで今私とこの町では1年間に約35基から40基ぐらい単独槽また合併浄化槽こういうふうな合併浄化槽活動の方をとり、補助事業を受けてやっておる。

だから、田舎のほうは1軒家があって、またずっと行って1軒あるというところもありますよね。だから私としてはこの今ここで事務局が言うように市町村設置型に移行すると。それから浄化槽を設置助成金は合併時に廃止する。というように今国県のほうから補助をもらってですね、犬飼あたりでやっている事業をやめるといようなことですか。それともまあその事業も引き続いていきますよと。しかしながらゆくゆくはその町村が設置する設置型に移行するといふふうに理解していいですか。どうですか。

芦刈会長

はい、お答えをお願いします。

事務局（建設部会 隈田原）

それでは、今の質問ですが、まずここを確認してもらいたいのですが、個人設置型と市町村設置型は浄化槽は全く同じものであります。

個人の家で浄化槽を設置するといふことで、そのときに個人が設置するのか、市町村が設置するかと、そして維持管理を個人がするのか市町村がするのかは違うだけで合併処理浄化槽は全く同じものでございます。

ですから、今まで個人設置型でやって、市町村設置型になったらどうなるかと言うと、やっぱり同じような形で何キロ離れていようが関係はございません。個人の家にあくまでも合併処理浄化槽をつけるという事業でございます。これを手法として、個人が設置したのに助成のお金を出すのか、もう、いきなり市町村の方で浄化槽を設置するのかが違うかだけです。

先程言いましたことで現行の通りということで、ここで調定案を出しております。

浄化槽の設置事業という言葉の中には市町村設置型、個人設置型の両方含めています。それで現行の通り新市に引き継ぐ。ということは市町村設置型でやっているところは市町村設置型、個人設置型でやっているところは個人設置型のまま現行の通り新市に引き継ぎますよと。段階的に市町村設置型、緒方町さんがやっている、要するに市の方で設置して維持管理をしていくということに段階的に移行しましょうという提案でございます。

国のほうも平成16年度の重点の施策として市町村設置型を推進するという形で、国の予算も前年度比1.6倍という形で市町村設置型のほうに動いているという状況でございます。ただし個人設置型がすぐなくなるというわけではございませんので、現行の通り新市に引き継いで新市の中で段階的に調整をかけていこうという形で提案しております。以上です。

若松 委員（犬飼町議会議員）

大体まあ理解いたしました。それではもういっぺん確認をいたしますけども、今言うように私ところの町村、私ところじゃなくてほとんどの町村1.2.3.4.5.6町村でやっている事業というのは、今私が申し上げましたように国県からの補助金をいただいて、浄化槽の人数ごとに補助金額が違う、だけど、まあ大体一回合併処理浄化槽を作れば補助金は今言った35万4千円位いただいても、実際にトイレを改修すれば、150万や200万もかかるわけです。しかしながら町民村民の皆さんは自然環境を守るためにですね、生活環境の改善という観点から自分のお金でも負担して、今やっている。それをそれじゃあ今度町村で設置するようなことにすれば、私は相当な利点があるならその利点について今せっかくの機会でございます。その利点等についてもご説明いただきたいと。どうぞよろしくお願いします。

芦刈会長

はい、説明をお願いします。

事務局（建設部会 隈田原）

市町村設置型で利点という形で、今の緒方町さんがやっているシステムで言えば、例えば他の町村で個人設置型をすれば、5ページの表を見ていただきたいのですが、5人槽1基あたり90万円のお金がかかったよというときに、個人設置型でやったときは設置者が54万円程度のお金を出すという形で設置をしていたわけです。ただし、維持管理は個人がやりますよという形でございます。

このときに市町村は維持管理とかそういう形はございませんので、維持管理とか行いませんので、ここで手が切れるというシステムのものでございます。

下のほうの市町村設置型につきましては、新規の加入者は一応緒方町さんの方法でいけば、15万円の加入金を納めれば、緒方町の方で浄化槽を設置するという形でございます。維持管理はその設置した人から、先程私のところで説明申し上げましたが、使用料を毎月払っていく、その使用料で特別会計を設け、緒方町さんの方で法定検査、それとか修理、もろもろの管理等を緒方町さんの方でやっていく。これにつきましては直接職員がやるのではなく委託してやっていくという形で、やり方によっては、緒方町さん、例えば一括で発注しますのでコスト的には安くなるという利点もあると思います。ただし、これをいきなり全市でやるという形になりますと、非常にコストもかかりますし、また混乱が起こるという形でございますし、いきなり新市でやっても例えば国の予算が取れるかと。あと、全域でどういう計画を立て直さなければならないというようなこともございますので、すぐに新市になって、いきなりすべての市でやるのは困難じゃないかという形で、幹事会で段階的にという形で提案いたしております。

若松 委員（犬飼町議会議員）

はい、十二分に理解いたしました。私としては、それくらいの説明が無いとなかなか皆さん理解できないと。だから前提案ですので、これは十二分に各町村に持って帰って執行部は幹部会なり、また議会は特別委員会なり、それからまちづくり委員長さんは新市まちづくり委員会で十二分に協議をしたいと思いますけれども、これは下水道事業というのは、21世紀は環境の世紀ですから、一番重要な事業になってくるのです。

しかし、やるということになれば莫大な事業費がかかる。国の助成金の方が当然、今、犬飼町が20基から30基というのが精一杯です。だから、これの世帯が犬飼とか1,500世帯ある、大野郡全体の数が全世帯でどれくらいなる？ 7カ町村、1万7千世帯だそうです。だからそういうようなことを勘案すれば先程まあ交通体型のこともできましたけども、やはり今、合併で皆さんが一番心配しておるのは負担が高くなる、サービスは低くなるんじゃないか。だから、学校のスクールバスでもあれをいいことの事例を取り上げて大野郡全体でやると、やはりできるだけお金をかけないで住民の人が安心して今から過疎高齢化がどんどん進む、そういう田舎らしい町を作るのだと。

だから、このような上下水道の整備とか先程の交通関係のところにもありました。そんなことは十二分に考えて論議をして、皆さんが分かるような状況で論議をしながら、私は進めていってほしい。

特にあなたの説明は十二分によく理解いたしましたので、今後とも研修、研鑽を積んで、大野郡民のために命をかけて本協議にかかわっていただけていますことを、特にあなたにお願いをいたしまして私の意見をさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

芦刈会長

はい、他にございませんか。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして協議第37号「地籍事業の取扱いについて」提案説明をお願い致します。

事務局（建設部会 隈田原）

続きまして、ご説明申し上げたいと思います。地籍調査事業につきましては犬飼町さんは、既に昭和45年から平成2年の間で100%ということで終了いたしております。

緒方町さんにおきましては、進捗率が81.4%という形で高い数値であります。他の町村においては、なかなか進捗率がよくないという状況でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。根拠法令をここに載せております。根拠法令につきましては、国土調査法というものでございまして、後ほど読んでいただきたいと思います。先進事例につきましては、2つの合併した町村、2つの今度合併する協議会で載せております。その先進事例を見ましても、現行の通り、新町もしくは新市に引き継ぐという形となっております。

以上のことを踏まえまして2ページにお戻りいただきたいのですが、幹事会の中でも地籍調査事業については今後も引き続いてやっけて行くべきという形でありまして、調定停案といたしまして地籍調査事業については新市に引き継ぐという形でご提案申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今協議第37号につきまして提案説明を申しあげましたが、ご質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第38号「定住促進事業の取扱い」の提案説明を申し上げます。

事務局（企画専門部会江藤）

企画専門部会江藤でございます。それでは協議第38号定住促進事業の取扱いにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず2ページをお開きいただきたいと思いますけれども現在、定住促進条例の中でそうし

た事業がいろいろメニューに含まれています。

大分県下、平成になりまして、定住対策ということで定住促進条例を県下自治体で作りながら、そうした定住対策を実行しなさいというようなことで、大野郡5町2村を平成5～6年くらいから、条例を作りながら事業を実施してまいってきたところでございます。

そうした現在、条例で載せられておるメニューにつきまして、2ページの一番上、出産祝金につきましてすべて5町2村でございます。ただし第一子、二子、第三子こうした中身は少し金額が違っておるということでございます。

そして結婚祝金につきましても現在ありますけれども、それぞれ中身は差異があるということでございます。

そして就業奨励金特に後継者の育成これにつきまして、制度がございますし、若者の定住そして新規学卒者につきましてもそれぞれご覧の通り制度があるということでございます。

そして転入奨励金につきましても緒方町さん、大野町さんのほうでもございます。

あと、住宅関係補助金、住宅を新築したら、その限度額を設けて何パーセントか、助成をするということです。その中で大野町さんにつきましては固定資産税の一部を助成するといったことになっています。

あと空き家の提供に関しましても、清川村さん、緒方町さんの方であるということでございます。

奨学金につきまして、清川村さん、緒方町さん、大野町さん、千歳村さんの方でそれぞれあるということでございます。

あと仲人の奨励金に付きまして大野町さんで制度があるということでございます。

続きまして3ページでございますけれども、人材育成及びまちづくり助成金ということで、特に活力あるまちづくりに貢献した団体に助成するといったことにつきまして、三重町さん、犬飼町さん以外ではすべて制度を持っておるということでございます。

あと人材育成、特に研修費の補助的なものの意味合いのほうが強いわけですけど、朝地町さん、大野町さん、千歳村さんの方でもこうした制度だということでございます。

先進地研修ですけども、特に国内国外含めまして、それぞれご覧の通りの制度がございます。

その他で銀婚式の祝金という制度が朝地町さんの方でございますし、イベントに対する補助金が大野町さんのほうである、そして定住推進活動助成金いわゆるコミュニティーという部分で緒方町さんはそういう制度がございますし、住宅団地貸付ということで朝地町さんがこうした条例の中で制度があるということでございます。

そして4ページをお開きいただきたいと思います。先進事例としまして左の方に全国的な先進事例、右のほうに、県内の先進事例というようなことを載せております。特に過疎化が進む地域においては、こうした定住促進事業、そして対策というのを載せておりました、それぞれ新市に引き継ぐいろいろな調整案が出ていますけれども、特に右のほうの県内の先進事例を見ていただきたいと思いますけれども、一番上の西高地域の合併協議会ですけれども、出産祝金、育児手当関係事業については合併時に廃止する。ただし、豊後高田市の「ぴっかぴか一年生祝品」及び真玉町育児手当金については合併前の当該条例の適用を受けているものは従前の例による。ということです。あとほとんどの新築助成関係においても、合併時に廃止する。ただしということで、この但し書きの後につきましては、実は先程の大野郡5町2村の一覧表の中で例がございましたけれども、またすいません2ページ目に戻っていただきまして、大野町さんの上から3番目の就業奨励金をご覧いただきたいと思っておりますし、その下の若者の定住、そして住宅関係助成金、この制度については複数年にまたがっております。したがって合併前にこの大野町さんの条例によってもらっていた人がこの合併時にまだその助成の期間の満了してないときについて、これについて但し書きで行っているというのが、今、例でお話ししました豊後高田市の例と同じ例でございます。

要するに条例の適用を受けておりまして、合併時にすべてそこで廃止ということになりますと、もっていた人に不利益を起こさせるということでございますので、その部分については従前の例によって引き継ぎますよというようなことでございます。

竹田市、それから日田市についてもご覧の通りの協定項目というようなことでございます。そしてやはり定住対策というのは新市において非常に重要な課題の一つでありますけれども、そもそも一つの事業として条例を作って、特化するものでなかろうと思ひまして、今、行政分野でそれぞれ施策を展開していますけれども、その施策そのものが定住促進といった意味合いでございますので、定住促進の基本的な考え方を左の上隅に書いていますけれども、定住対策は新市においても重要な課題のひとつであるが、そもそも一つの事業として特化するものではなく、それぞれの行政分野において検討すべきである。従ってどのような分野においてどのようなメニューが必要なのかを新市において抜本的に見直すことが必要である。というような基本的な考えに基づきまして、2 ページ目から3 ページ目にまたがります右の方をご覧いただきたいと思ひますけれども、まず1 点目が定住促進条例については合併時に廃止する。ただし合併の前に大野郡5 町2 村の条例の適用を受け、合併時に助成期間が満了していないものについては、現行の制度を保障する。先程言ったことと全く同じでございます。

2 番目、出産祝金制度については県の助成制度が存続される場合において新たな条例を制定し新市に引き継ぐ、その内容については合併時に統一する。

3 番目、住宅補助制度については住宅の新築及び増改築補助に限り、合併前の過疎、辺地地域を対象に新たな条例を制定し当分の間新市に引き継ぐ。その内容については合併時に統一する。

4 番目空き家は年々増加しており、その対策については定住促進を図るとともに景観の保全・防犯対策にも通じ、新市における大きな課題の一つである。従って、新市においても抜本的な対策を講ずる。以上で提案を申し上げてお持ち帰り協議をお願いします。

芦刈会長

はい、ただ今協議第 38 号について提案説明をもうしあげましたが、ご質問等がございましたら、よございますか。

委員各位

はい。

芦刈会長

ありがとうございます。続きまして協議第 39 号「その他の事業の取扱い(その 1)」について、提案説明を申し上げます。

事務局（企画専門部会 江藤）

引き続き、江藤でございます。協議第 39 号「その他の事業の取扱い(その 1)」について、提案説明を申し上げたいと思ひます。

その 1 についてはエネルギー対策事業につきまして、まとめさせていただいておるところでございます。2 ページ目をお開き願ひたいと思ひます。

現在大野郡5 町2 村では国の交付金事業としまして電源立地地域対策交付金事業、昨年度まで、水力発電周辺地域交付金対策事業と言っておりますが、こうした交付金事業が載っております。その例といたしまして2 ページ目のほうに一覧を掲載しておりますが、交付金年間 450 万というようなことで、各町村とも 450 万でございます。

対象地域につきましてははかつて、その水力発電の関係でございますので、いわゆるダム周辺の減水区域というような限定でございましたけれども、今年度の下半期の申請から町村内一円ということによって全部の地域が対象になるということでございます。

平成 14 年の事業または 15 年の事業につきましては、そこに内容掲載させていただいておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

そして 3 ページはもう一個ございまして石油貯蔵施設立地対策等交付金事業でございます。これらについては大野町さんと犬飼町さんのみが該当する事業でございます。

これは大分市に火力発電所がございすけれども、その大分市の周辺に隣接する町村に対しての交付金事業であります。大分市に隣接の大野町さん、犬飼町さんしか該当しません。この事業につきまして 14 年度事業、15 年度事業を掲載をさせていただいているところでございます。

この石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、先程お話ししましたように、大分市の火力発電所というような形でございますので、この火力発電所に対する国道沿線のものに対して事業実施が可能であるといったことをごたいますが、ただ大野町さん、犬飼町さんにつきましては 14 年度、15 年度は消防関係の事業にしております。消防関係につきましては、これは例外の適用といいますか、火力発電の防災関係ということになりますので、これについてはどの地域にも実施できるというようなことを聞いているところでございます。

そしてもう一本、3 番目でその他の事業ということで、これはいわゆる町村単独事業ということですが、緒方町さんの方で新エネルギービジョンの策定を行っておりまして、かつて太陽光の発電システムの設置事業を行ってございましたが、今は行っておりません。

現在は犬野町さんの方で太陽光の発電システムの設置事業を行われております。1 キロワット 35,000 円、3 キロワット上限の金額が 105,000 円。上限で補助を与えているということでございます。平成 15 年の当初予算の補助金では 432 万円計上しているというふうに聞いておるところでございます。

そして 4 ページについてはこの交付金事業の要綱等を掲載していますので、ご覧になっていただきたいと思います。左の上角にエネルギー対策の基本的な考え方ということで載せております。エネルギー事業の取扱いに関し、国の補助事業については新市に引き継ぐこととし、単独事業については環境にやさしい事業を新市において調整する。といった内容こうした基本的な考え方に基きまして、1 ページまたは 2 ページの一番右のほうをご覧いただきたいと思います。電源立地地域対策交付金事業及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については新市に引き継ぐ。2 番目、太陽光発電システム設置事業については、新市において調整する。以上提案申し上げてお持ちかえり協議をお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、ただ今協議第 39 号につきまして提案説明を申しあげましたが、質問等がございすか。よございすか。はい、ありがとうございます。以上で新しく提案があった 8 項目の提案説明を終わらせていただきます。この 8 項目につきましては来る 3 月 11 日に千歳村で開催されます、第 11 回の協議会におきまして、それぞれの町村の新市まちづくり委員会あるいは議会の特別委員会を経てご協議をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ここで先程新規協議の中で協議第 30 号「健康づくり事業の取扱い」で一部修正をさせて決定をいただきましたが、その調整の修正分の資料をお配りいたします。

ただ今、協議第 30 号の修正後につきましてお配りをいたしました。②の救急医療体制については現状を踏まえ新市で総合的に検討する。その後ただし三重町他 5 カ町村休日夜間急患センターについては合併までに調整をするという文言を挿入させていただきました。それらのことをご確認をいただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは続きましてその他に移らせていただきます。今後のスケジュールについて事務局から説明を申し上げます。

赤嶺事務局長

それでは今後の日程についてご説明したいと思います。

資料4ページをお開きください。第11回協議会は、平成16年3月11日千歳村中央公民館ホールで開催をいたします。ここで時間も午前10時ということに決定しておりますが、本日の進行度合いからみまして13時30分からでも間に合うのではないかなというふうに判断しています。

あの協提案等それから提案、新規協議とその提案項目の数とを見比べたときに、今回継続協議がありませんでしたので10時という設定をさせていただいておるんですが、13時30分からでも間に合うというふうに判断できますので現在3時40分であります。従いましてちょっとおはかりしたいのですが、13時30分からでよろしいですか。(委員「はい。」)それでは1時半からという訂正でお願い致します。

続きまして5ページをお開きください。これからの協定項目を協議会にかけるスケジュールであります。本日は2月26日と提案部分をもう一度申し上げます。6ページあります。3月11日提案、3月25日提案、4月8日提案ということでこういったスケジュールでいきたいと思っております。

この表の4月8日に4項目挙げておりますが、3月11日、3月25日それぞれ協議確認をいたしますが、確認項目が10項目を超えますと持ち帰ってもなかなか新市まちづくり委員会等での議論に非常に苦勞するというような点もありましたので、一部4月8日にずらしてあります。

従いまして、これまで4月22日に協議会をするということが流動的でありましたが、4月8日提案4月22日結論という形で、この項目をあげさせていただきたいと考えておりますので、4月22日の協議会を開催をするということでのご確認をよろしくお願い致します。

続きまして、7ページであります。確認された協定項目、そして小委員会で検討中のもの、そして今後提案される協定項目について一覧表でお示ししておりますのでご覧いただきたいと思っております。

続きまして、日程表でございますが、9ページをご覧いただきたいと思っております。3月の日程表3月の11日10時からとしているところを13時30分からということで訂正をお願い致します。千歳村中央公民館であります。

3月19日新市名を選定小委員会を開催をするようにしています。これは中間報告という形で委員さんに報告をする予定でございます。締め切りは3月31日でありますので、その後また開催をしていきます。3月25日、今のところ10時に合併協議会が開催ということで、これは犬飼町中央公民館です。

10ページをご覧いただきたいと思っております。協議会の予定4月8日13時30分から三重町の中央公民館体育室、それから4月22日第14回協議会が清川村中央公民館という形でスケジュールを組んでおります。どうぞよろしくお願い致します。以上です。

芦刈会長

はい、ただ今、今後のスケジュールにつきまして説明を申し上げましたが、何かございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。以上で継続協議1件それから新規協議4項目それから新規提案説明を8項目申し上げました。

議事の進行の委員の皆様方のご協力をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。議長の座をおろさせていただきます。大変ありがとうございました。

司会

はい、大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。それでは閉会のごあいさつを緒方町長の山中博町長よりお願い致します。

緒方町（山中町長）

はい、大変長時間ご苦勞さまでした。それでは第10回大野郡5町2村合併協議会を閉会いたします。

議事録署名委員

朝 地 町 長

犬飼町町議会議長

書 記